

袖ヶ浦市認可保育所
整備運営事業者募集要項
(令和5年度整備事業)

令和4年9月

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課

目 次

1	募集の趣旨	P 1
2	募集施設の概要	P 1
3	応募者資格	P 1
4	遵守すべき法令等	P 2
5	整備に関する条件	P 3
6	運営に関する条件	P 5
7	施設整備に係る補助金	P 7
8	運営に係る補助金	P 7
9	応募手続き	P 7
10	選考及び決定	P 10
11	欠格事項・禁止事項	P 11
12	スケジュール（予定）	P 12
13	その他	P 13
	整備費補助金概要(積算)【モデルケース】	P 15～16

袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

本市では、袖ヶ浦市子育て応援プランに基づき、待機児童解消・子育て環境の向上を図るため、保育所等の整備を推進しています。

今回、令和6年4月の開園を目指し、本市からの整備費補助を受けて新たな認可保育所を整備・運営する事業者（以下「整備運営事業者」という。）を募集します。

2 募集施設の概要

施設の種別	認可保育所（児童福祉法第35条第4項に基づく認可を受けて開設する保育所）
開設時期	令和6年4月1日
整備対象地域 及び施設数	昭和地区及び長浦地区においてそれぞれ1施設 地区の詳細については、別添1「袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者募集に係る募集区域図」を参照のこと 応募にあたっては、1施設のみのお応募、2施設の応募いずれも可とする
定員及び 受入年齢	1施設の定員は78人以上90人以下とし、0歳児（生後57日）から5歳児（小学校就学前）までを受け入れること。 [内訳 0歳：6人以上/1歳～2歳各12人以上/3歳～5歳各16人以上]

3 応募者資格

整備運営事業者は、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 社会福祉法、児童福祉法等その他保育所の設置・運営に関する法令及び通知を遵守し、保育所を設置・運営できる者であること。また、実務を担当する職員が社会福祉事業に関する知識及び経験を有すること。
- (2) 当市の保育施策の一翼を担う事業であることを十分理解し、当市が行う保育行政について積極的に協力できる者であること。また、事業実施場所の近隣住民と積極的に信頼関係を築くこと。
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 社会福祉法人であること。（施設整備開始までに法人を設立するものを含む）

イ 社会福祉法人以外の法人にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する「教育・保育施設」を2年以上安定的に運営しており、当該教育・保育施設を今後も継続して運営する法人であること。

- (4) 応募に係る法人自らが保育所の整備運営事業者となること。(土地・建物を賃貸とすることは可。)
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第5項第4号に掲げるものに該当しないこと。
- (6) 役員等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び第9条に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (7) 法人及び法人代表者(代表予定者を含む)が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、2年以上連続して損失を計上していないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 現に運営している施設について、所管行政庁の直近の監査・実地指導等において、重大な改善命令や指摘を受けていないこと。
- (11) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成11年告示第173号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

4 遵守すべき法令等

保育所の整備にあたり、次の法令、条例及び関係規程の基準等を満たすこととする。

- (1) 児童福祉法及び関連法令
- (2) 子ども・子育て支援法及び関連法令
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第85号。以下「千葉県条例」という。)
- (4) 保育所設置認可に関する審査基準(以下「千葉県審査基準」という。)
- (5) 保育所設置認可等に関する要綱(以下「千葉県要綱」という。)
- (6) 保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)
- (7) 袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)
- (8) その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

5 整備に関する条件

(1) 土地・建物

ア 土地・建物は、別添 1「袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者募集に係る募集区域図」に示す区域内とすること。

※対象区域隣接部については、整備対象区域として認める場合がありますので事前にお問合せください。

イ 次の(ア)(イ)のいずれかの方法により、整備運営事業者が土地・建物を使用する権利を有している又は取得することが確実に見込まれること。

(ア) 整備運営事業者が所有権を有している又は確実に取得することが見込まれること。

(イ) 貸与を受ける場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）」の定めによること。

ウ 抵当権等の制限物権がついていないこと（ただし、保育所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く）。

エ 土地を取得する場合の取得価格は、路線価等に照らし、適正な価格であること。

また、貸与を受ける場合は、周辺土地の賃貸価格と比較し適正な価格であること。

オ 保育所用地は、送迎用駐車場を敷地内に確保することが可能で、かつ、送迎時に近隣住民の交通の妨げにならないよう、前面道路の幅員等に配慮し選定すること。

カ 保育所の設置場所は、既存の保育所等との距離等を十分考慮して選定すること。

キ 都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用及び公有水路等の占用等、建築行為のために許可を要する土地については、整備着手までに許可が得られる見込みの土地であること。また、都市計画施設（道路・公園等）の区域に該当していないこと。

ク 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

(2) 建物の構造・設備等

ア 平屋建て又は2階建てとすること。

イ 屋外遊技場は、同一敷地内に整備すること。

ウ 園児送迎用駐車スペースを原則として同一敷地内に定員の2割以上の台数分（職員が共用又は専用する駐車場は含めず確保する台数。）整備すること。ただし、同一敷地内に確保できない場合は、敷地から100メートル（直線距離）以内の近隣の敷地での確保も可能とする。

エ 定員の弾力化による受入れが可能となるよう、極力余裕を持った保育室の整備に努めること。

オ 既存建物である場合は、次の(ア)(イ)(ウ)を満たすこと。

(ア) 確認済証及び検査済証が交付されていること。

(イ) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。

(ウ) 吹付けアスベスト等が不使用、又は除去等の措置済みであること。

カ 整備運営事業者として選考後、建築確認申請前までに、図面関係(平面図及び配置図)と応募書類との整合性等について、本市の承認を得ること。

キ 保育所の整備のための工事請負契約については、一般競争入札に付するなど、本市が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。

ク キによる入札、着工等は袖ヶ浦市の指示に従うこと。

なお、可能な範囲で市内業者の活用についても検討すること。

ケ 補助事業により取得した建物等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、担保に関しては、保育所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。

(3) 事業計画及び資金計画

ア 事業計画及び資金計画が確実であり、土地の確保、保育所の建設に要する資金は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。

イ 整備予定地の造成工事、地盤調査、測量、水道分担金等、施設整備にあたって必要となる費用は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。

ウ 保育所の認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、整備運営事業者の負担とすること。

エ 整備費用のほかに施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の1/2以上に相当する額を自己資金として確保しておくこと。

オ 整備資金に借入金を充てる場合には、返済が確実に見込まれる返済計画を策定すること。

カ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩し等を行う場合は、当該法人の所轄庁の証明・許可等を受けること。

(4) 地域住民等への説明

ア 本件募集への申請に先立ち、応募事業者自らが、設置予定地が所在する地区の自治会や近隣住民等に対し、保育所を設置する計画があることを丁寧に説明し、理解を得ること。(自治会の情報は、市民協働推進課で確認してください。)

イ 説明を行う中でいただいた意見などを参考に、提案内容に反映するなど、施設

整備や開園後の運営に支障がないよう努めること。

ウ 当該説明にあたっては、新型コロナ感染拡大防止の対応に努めていただくとともに、「袖ヶ浦市で行っている保育所の運営事業者の公募に応募し、事業候補者として決定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を説明するなど、地域住民の誤解を招かないよう十分注意すること。

6 運営に関する条件

(1) 定員及び受入年齢

ア 1施設の定員は78人以上90人以下とすること。

イ 受入年齢は、0歳児（生後57日）から5歳児（小学校就学前）までとすること。

ウ 年齢別の定員は、0歳児6人以上、1～2歳児12人以上、3～5歳児16人以上とすること。

(2) 開所時間及び休所日

ア 開所時間 月曜日から土曜日 午前7時から午後8時の範囲内

イ 休所日 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）

ウ 延長保育 通常保育終了後1時間以上の延長保育を実施すること。

(3) 給食の提供

ア 児童に対し自園調理により、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。

イ 児童の健康状態やアレルギー食等への配慮を行うこと。

ウ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。

オ 食材は安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

カ 対象児童に間食を提供すること。

(4) 衛生管理及び健康診断

ア 給食施設・設備をはじめとする施設の衛生管理並びに児童及び職員の健康管理を徹底すること。

イ 児童の健康状態並びに発達状態の把握を行い、適切な対応を図ること。

(5) 職員配置

ア 施設長は、次の（ア）（イ）（ウ）の条件全てを満たす者であること。

（ア）健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設の運営において迅速かつ確かな判断ができる者であって、次のいずれかに該当する者。

① 保育士資格を有し、認可保育所等において就業規則上の正規職員の勤務時

間を勤務する者（以下「常勤職員」という。）として10年以上の実務経験を有する者。ただし、施設長就任後2年以内に厚生労働省又は同省が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は（福）全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講することを要する。

- ② 保育士資格を有し、認可保育所等において、幹部職員（施設長・副所長・主任）として2年以上の勤務経験を有する者。ただし、厚生労働省又は同省が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は（福）全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を受講したか、または施設長就任後2年以内に受講することを要する。

(イ) 常勤であり、実際にその保育所の運営管理業務に専従すること。

(ロ) 委託費からの給与支出があること。

イ 認可保育所等において常勤職員として10年以上の実務経験を有する者を、主任保育士として配置すること。

ウ 看護師の配置について考慮すること。

エ 保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため、原則として開設後3年間は施設長及び主任保育士を変更しないこと。なお、勤務を継続できない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。

(6) 通常保育・延長保育以外の事業について

休日保育事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、障害のある児童等を積極的に受け入れるための独自の取組等については、任意とする。ただし、これらの事業の有無や積極性は、選定の際の審査対象とする。

(7) 経理について

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号等内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）」に基づいて経理を処理するとともに、社会福祉法人は、「社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第77号）」に基づいて資金収支計画書、事業活動計画書及び賃借対照表等による会計処理を行うこと。社会福祉法人以外の法人は、それに準じた会計処理を行うこと。

(8) その他

ア 児童の受入れにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に則って保育を実施すること。

イ 職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

ウ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

7 施設整備に係る補助金

保育所の整備については、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱（平成24年告示第81号）に基づき、予算の範囲内で補助金の交付を予定しています。

なお、本件は整備運営事業者を決定するものであり、補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合でも、補助金の交付には、国、千葉県及び本市の補助事業制度の継続と予算の成立、別途補助金の申請手続きが必要となりますので、整備運営事業者の決定をもって、補助金額を確約するものではありません。

補助内容については、P15「施設整備費補助金概要(積算)【モデルケース】」をご確認ください。

8 運営に係る補助金

(1) 児童福祉委託費（公定価格に基づく運営費）

公定価格の試算については、内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載されている公定価格単価表（保育所）を参照してください。

※地域区分については、16/100となります。

(2) 運営事業助成金

以下の事業に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付します。

対象
・延長保育事業
・千葉県保育士処遇改善事業
・一時預かり事業
・千葉県保育士配置改善事業

9 応募手続き

(1) エントリーシート

本募集に応募を希望する事業者は、下記期間内に「袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出してください。

※エントリーは1事業者1地区につき1件まで。

ア 受付期間

令和4年9月16日(金曜日)から令和4年10月31日(月曜日)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

※エントリーシートの提出がない場合は、事前協議・応募申込書の受付を行わない。

イ 提出書類

袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者の募集に関するエントリーシート
(郵送可：郵送の場合は記録の残る郵送方法で令和4年10月31日必着)

ウ 提出先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課 子育て環境推進班 TEL 0438(62)3286
郵送のあて先 〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和4年9月16日(金曜日)から令和4年10月31日(月曜日)まで

イ 提出方法

「袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者募集に係る質問書」に記入のうえ次のいずれかの方法により提出してください。

(ア) 袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課 子育て環境推進班へ直接持参又は郵送
土曜日・日曜日・祝日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
(郵送の場合は令和4年10月31日必着)

(イ) Eメール

Eメールアドレス：sode15@city.sodegaura.chiba.jp

ウ 回答方法

期間内に寄せられた質問については、後日、Eメールにより回答します。なお、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、随時市ホームページへ掲載します。(質問者名は公表しません。)

(3) 事前協議

上記(1)の期間において「袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出した後、必要書類を準備のうえ、事前協議を実施する。

※事前協議前に下記連絡先に連絡し、予約すること。

ア 事前協議期間

令和4年10月17日(月曜日)から令和4年11月15日(火曜日)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 事前協議書類

別添3「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり。

※作成・準備の整った書類から協議すること。

ウ 現場確認(必要に応じて)

応募者立会いの下、建設用地の現場確認を行う。

エ 連絡先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課 子育て環境推進班 Tel. 0438(62)3286

(4) 応募申込書

「袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出し、事前協議を行った者は、応募申込書と添付書類(別添3「応募申込書及び提出書類一覧」参照)を下記提出先に直接持参し、提出する。

※要予約。郵送による提出は受け付けない。

ア 受付期間

令和4年11月16日(水曜日)から令和4年11月30日(水曜日)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 提出書類

別添3「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり

※市が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求められることがある。

ウ 提出部数

正本1部、副本10部(正本の写し)

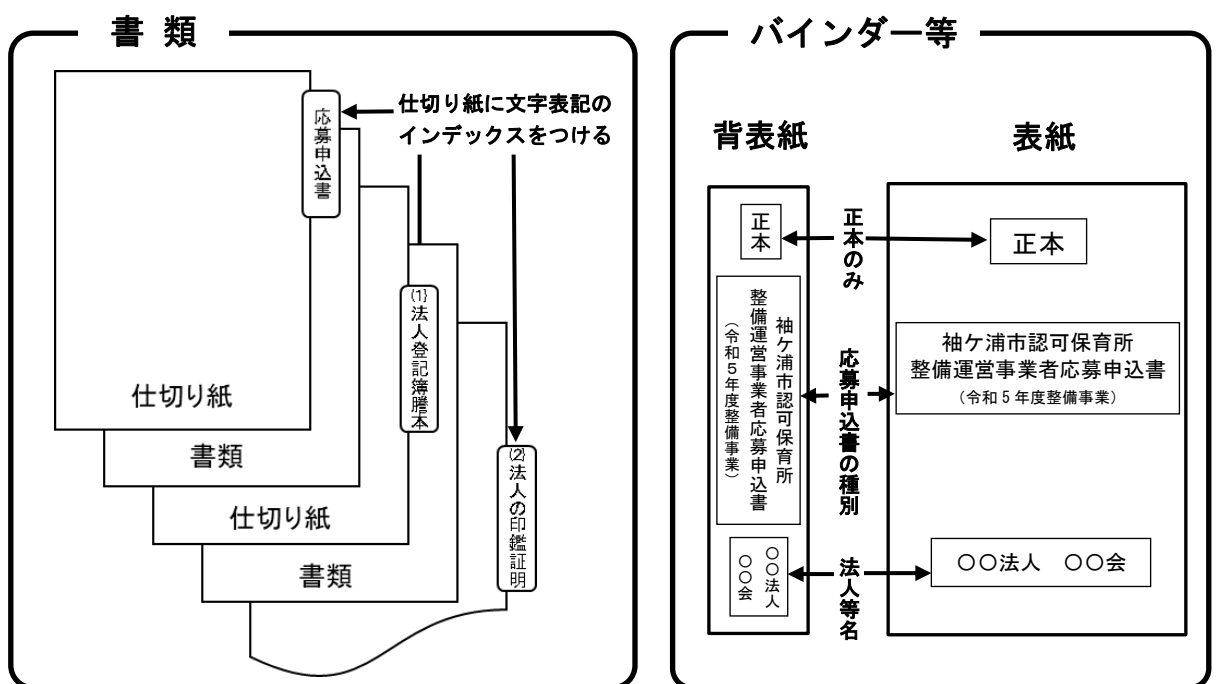
エ 提出先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課 子育て環境推進班 TEL 0438(62)3286

オ 提出書類の体裁

提出書類は以下のとおり体裁を整えて提出すること。

- 全体の目次をつけること。
- 項目ごとに仕切り紙を入れ、文字表記のインデックスを付すこと。
- 全体をバインダー等で綴り、表紙及び背表紙に応募申込書の種別、応募法人等名、また正本には「正本」の見出しを付けること。
- 提出書類は、原則としてA4判で作成すること。(図面についてはA3判可)



※添付書類を写しで提出する場合は、以下の例に従い全て代表者による原本証明を行うこと。(正本のみ)

この写しは、原本と相違ないことを証明する。
 令和4年 月 日
 法人名 ○○○○
 代表者名 ○○○○ 印

(5) 注意事項

「袖ヶ浦市認可保育所整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」の提出及び事前協議がない場合は、応募申込書を受け付けないので注意すること。

10 選考及び決定

(1) 整備運営事業者の決定方法

- ア 整備運営事業者は、「袖ヶ浦市民間保育施設事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で審査選考し、市長が決定する。
- イ 審査は、書類審査、提案説明・ヒアリング及び現場調査（必要に応じて）により行い、総合的に評価・審査する。
- ウ 審査の結果、整備運営事業者なしとする場合がある。
- エ 整備運営事業者の応募がない場合又は整備運営事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合がある。
- オ 整備運営事業者として決定されたものが令和5年2月までに辞退した場合又は決定が取り消された場合、審査において次点（ただし、選定委員会において選考基準点を超える評価を受けたものに限る。）となった者を繰り上げて整備運営事業者に決定することがある。

(2) 審査の手順

選定委員会による選考内容

- ア 書類審査
- イ 提案説明・ヒアリング
応募書類の内容その他について、応募者による提案説明、ヒアリングを行う。
提案説明・ヒアリングには既設法人の代表者、幹部、施設整備に関し統括的立場にある者等のいずれか、又は代表予定者が対応すること。
※応募者から委託された業者による提案説明は認めない。
- ウ 現場調査（必要に応じて）

(3) 審査項目及び選定方法

別添2「審査項目及び選定方法」のとおり

(4) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に対して文書で通知する。

(5) 選定結果の公表

決定した整備運営事業者名及び整備場所等は、市のホームページにおいて公表する。

11 欠格事項・禁止事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載が認められた場合や、提案説明・ヒア

リング等の審査において虚偽の説明等を行った場合は、失格とする。

- (2) 応募資格のないもの又は応募資格を取り消されたものが応募した場合は、応募を無効とする。
- (3) 応募書類の提出後、以下の事項が確認された場合は、応募を無効とする。
 - ア 重要事項(整備場所、定員、階数、資金贈与者等)を市の承諾なく変更した場合(これ以外の項目についても変更の際には、随時事前の相談が必要となる)。
 - イ 応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合。
- (4) 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと市長が認める場合、応募を無効とする。
- (5) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず、連絡を求め、又は接触した場合は応募を無効とする。
- (6) 応募期間終了後において、応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合は、応募を無効とする。
- (7) 整備運営事業者の決定後、事業の実施に際し関係する法令等に係る許可が得られない場合や応募内容に重要な変更が生じた場合、又は(1)から(6)の事項に該当したことが明らかとなった場合は、決定を取り消す場合がある。
- (8) 整備運営事業者が整備する園舎の全部又は一部を貸与又は担保に供した場合、整備運営事業者の決定を取り消す場合がある(担保に関しては、保育所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く)。

12 スケジュール(予定)

募集情報ホームページ掲載開始

令和4年9月16日(金曜日)

エントリーシート受付期間

令和4年9月16日(金曜日)から令和4年10月31日(月曜日)まで

質問の受付

令和4年9月16日(金曜日)から令和4年10月31日(月曜日)まで

事前協議期間

令和4年10月17日(月曜日)から令和4年11月15日(火曜日)まで

応募申込書受付期間

令和4年11月16日(水曜日)から令和4年11月30日(水曜日)まで

書類審査／提案説明・ヒアリング／現場調査（必要に応じて）

令和4年12月中旬頃

整備運営事業者の決定

令和5年1月上旬頃

整備運営事業者主催の説明会

整備運営事業者の決定後速やかに開催

工事着手

令和5年度中に着手

工事竣工

令和6年2月末まで

保育所開設

令和6年4月1日

13 その他

- (1) 整備運営事業者の選定にあたっては、提出された書類、提案説明・ヒアリング審査の内容等を基に評価を行うことから、書類作成時には、別添 2「審査項目及び選定方法」を確認のうえ、漏れのないように記載すること。
- (2) 地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等に対し、保育所建設について誠意をもって説明し、その状況を別紙第 13 号様式「近隣への事前説明に係る調書」に記載すること。
なお、隣接者等への説明等において、建設反対の運動等がある場合は、当該運動等への対応状況を同様式に記載すること。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- (4) 書類等の提出のために要する費用は、全て応募者の負担とすること。
- (5) 応募締切後の応募書類の修正・追加は認めない。ただし、市からの指示により修正・追加する場合を除く。
- (6) 提出された個人情報については整備運営事業者の選定の目的のみに供し、他の目的に利用しない。ただし、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 提案説明・ヒアリングの日程については、応募申込書受付期間終了後に個別に文書により通知する。
- (8) 本要項により整備運営事業者に選考された場合であっても、必ずしも千葉県において保育所の認可を得られるものではないことに留意すること。この場合、市はいかなる責任も負わない。
- (9) 本件は施設整備及び運営事業者を決定するものであり、補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合においても、補助金の交付には予算成立と別途手続きが必要であることから、補助金申請、入札等の手続きについては、市の指示に従うこと。
- (10) 整備運営事業者として決定されてから施設開設までに代表者又は施設長予定者が変更となる場合には、整備運営事業者としての決定を取り消すことがある。
- (11) 決定した整備運営事業者は、保育所の認可(法人を新設する応募者が決定を受けた場合にあっては、加えて法人の設立)手続きを行うこととなるが、何らかの理由によりこれらの認可を受けることのできない場合は、決定を取り消すことがある。この場合において、市は応募に係る支出については一切補償しないので留意すること。
- (12) 整備運営事業者として決定された後の応募計画の変更は原則として認めないが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ない

ものであって、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議のうえ認める場合がある。

- (13) 整備運営事業者として決定された後、正当な理由なく整備運営を辞退した場合、これにより生じる損害の賠償を請求する場合がある。
- (14) 整備運営事業者として決定された後、市と協議のうえ、近隣住民及び地権者等に対し、整備運営事業者主催の説明会を速やかに開催すること。
- (15) 応募状況等の問い合わせには一切応じない。
- (16) 袖ヶ浦市市民子育て部、担当課その他関連する部署へ挨拶等は一切行わないこと。

施設整備費補助金概要(積算)【モデルケース】

※令和4年度の国等の補助金交付要綱等に基づく積算モデルであり、補助金額を保証するものではありません。また国等の補助を前提としているため、国等の予算の成立、補助金交付決定が市からの補助金交付の必須条件となります。市を含め、予算の成立が補助要件となるため、事業者の決定をもって補助金の交付を確約するものではありません。

【保育所等整備交付金（定員78人の場合）】

※整備運営事業者が保育所等整備交付金交付要綱の6に定める社会福祉法人等であり、自ら建物を新設し所有する場合

項目	金額（千円）	説明	
国基準額 (対象経費の1/2相当)	本体工事費	99,800	
	特殊付帯工事	8,310	
	設計料加算	5,405	本体工事費・特殊付帯工事補助金額の5%
	開設準備加算	936	(単価)×定員数
	土地借料加算	12,200	
国負担合計額	126,651	← 合計 対象経費の1/2相当	
市負担額	63,325	← ×1/2 対象経費の1/4相当	
補助金額（国+市）	189,976	← 合計 対象経費の3/4相当	

※補助上限額であり、補助金交付要綱の算定方法に応じて交付額が決定される。

※補助対象には、土地に関する費用及び造成・外構等の費用は含まない。

【保育対策総合支援事業費補助金】

※賃貸物件の改修の場合

項目	金額（千円）	説明
国補助金基準額	63,882	
国負担額	31,941	← ×1/2 対象経費の1/2相当
市負担額	15,970	← ×1/2 対象経費の1/4相当
補助金額（国+市）	47,911	← 合計 対象経費の3/4相当

※補助上限額であり、補助金交付要綱の算定方法に応じて交付額が決定される。

千葉県単独補助金

【保育所整備促進事業補助金】

※保育所等整備交付金を活用する場合

補助金額
$\{(\text{定員} \times 2,800 \text{ 千円} \text{ と 総事業費を比較して少ない方の額}) - \text{保育所等整備交付金} \times \text{負担額} \times 2\} \div 2$ <p style="text-align: center;">※千円未満切り捨て</p>

千葉県単独補助金

【賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金】

※保育対策総合支援事業費補助金を活用する場合

補助金額
$(\text{定員} \times 2,800 \text{ 千円} \text{ と 改修費対象経費を比較して少ない方の額}) \div 8$ <p style="text-align: center;">※千円未満切り捨て</p>